

○別府市議会政務活動費の交付に関する規程

平成20年3月31日議会規程第1号

改正 平成25年2月4日議会規程第1号

平成29年2月14日議会規程第1号

別府市議会政務活動費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別府市議会政務活動費の交付に関する条例（平成20年別府市条例第19号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付について、必要なものを定めるものとする。

(収支報告書等)

第2条 条例第9条第2項ただし書の議長が別に定める書類は、口座振込依頼書、納入通知書等で議長が領収書に代わるものとして認めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月4日議会規程第1号）

- 1 この規程は、別府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年別府市条例第42号）の施行の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別府市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月14日議会規程第1号）

この規程は、公示の日から施行する。